

# 糸島市補助金設計書

所管課

人権・男女共同参画推進課

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 補助金名称 | 部落解放同盟糸島市協議会事業補助金             |
| 区分    | 奨励・支援的事業補助                    |
| 該当例規等 | 糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程、部落差別解消推進法 |

〔長期総合計画体系〕

|                            |
|----------------------------|
| 基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり |
| 政策 3 __人権・同和教育の推進          |
| 施策 __人権問題解決のための啓発活動を推進する   |

## 1 補助の目的

部落問題をはじめとするあらゆる差別をなくすために活動している団体への事業費補助。人権教育や人権啓発を推進する上で、基本的人権の確立を図るため、中核として活動している団体である。部落差別解消推進法の制定により、市の責務として、地域の実情に応じた施策・相談体制・教育及び啓発等に努めるとされており、本来、行政が取り組む事業を連携して実施する。

## 2 成果指標

成果指標：部落差別及びあらゆる人権差別の解消推進  
目標値：各種大会、研修会等の参加回数 90回

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業：人権教育・啓発推進事業、部落差別解消推進事業、生活基盤改善推進事業、雇用創出推進事業  
補助対象者：部落解放同盟糸島市協議会

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費  
・報酬  
・旅費  
・需用費  
・役務費  
・使用料及び賃借料  
・負担金  
・備品購入費

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率：100%  
補助限度額：対象事業費9,443千円  
積算根拠：補助対象経費における活動に要する経費  
当該団体は、部落差別解消に取り組む団体で自主財源もなく、公益性が高く、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できないため。

## 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで